

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する  
法律による不服申立て及び「刑事施設の被収容者の  
不服審査に関する調査検討会」の改善に関する要望書

2007年7月11日  
日本弁護士連合会

第1 要望の趣旨

- 1 不服検討会の事務処理を補助・促進するため、不服検討会の下に分野別の部会を設け、委員のほか外部の有識者を部会員とすること。
- 2 不服検討会の事務は、法務省大臣官房秘書課ではなく、法務省から独立した事務局において行い、かつ、事務局職員のなかに弁護士を複数加えること。
- 3 以下の各点につき早急に検討を開始すること。  
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第157条第1項各号に規定された審査の申請を行い得る刑事施設の長の措置の範囲を拡大すること。  
同法第2項を改め弁護士による代理を可能とすること。
- 4 不服検討会による処理案不相当の意見を受けて、法務大臣が実際にとった措置およびその理由を公表すること。
- 5 不適法を理由として矯正管区長により却下された事案についても、不服検討会による審査を経るものとする。

第2 要望の理由

- 1 2006（平成18）年1月の発足以来、不服検討会が活発に活動し、徐々にその成果を挙げつつあることは歓迎すべきことであり、本年5月18日に採択された、日本政府報告書に対する拷問禁止委員会の結論及び勧告においては、積極的側面として「刑事施設の透明性を高める目的及び、暴行の再発を防止するために、刑事施設視察委員会や刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会のような新しいメカニズムを設置したことに注目する。」と、不服検討会の設置が評価されているとおりです。
- 2 他方で、不服検討会の発足から1年半を経過した現在、当連合会が当初

から危惧していた事項に加え、新たな問題点も浮かび上がってきています。

すなわち、当連合会は、すでに2006年1月6日付要望書において、不服検討会の実効性を確保するためには、審査会内部に複数の部会を設け、審査会委員のほか外部の有識者を部会員として、調査審理を行うことが必要であり、かつ、この機関が公権力による人権侵害等を対象とした独立性を有する人権救済機関が整備されるまでの暫定的な機関として設置されることに照らし、事務局を設け、かつ、事務局には弁護士を複数職員として任用すべきであるとの意見を述べてきました。

さらに今般、拷問禁止委員会は、下記の点について具体的な懸念を示しており、これらは拷問等禁止条約の締約国として深刻に受け止める必要があります。

法務省の職員が事務局を務めていることによって、刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の独立性が不十分であること、また、被収容者及び職員にインタビューできず、またあらゆる関連文書に直接アクセスできないことから直接的に事案を調査する権限が限られていること。

不服申立てをする権利に法的制限があること、また不服申立てをしようとする際に弁護士による援助を受けることが不可能であること。

- 3 これまでに公表されている不服検討会の調査結果によれば、処理案不相当の意見が出されてきたのは、信書の発受に関する事案など、いずれも前提となる事実関係に争いのない事案であり、職員による暴行の有無など、事実関係に争いのある事案では、再調査の意見は出されても、いまだ処理案不相当はなされておりません。これは、不服検討会の委員自らが事実関係に関する調査を行うことが事実上困難な状況において、矯正管区による調査結果に依拠せざるを得ないことに起因していると考えられます。

したがって、不服検討会が、今後、事実関係に争いのある事案についても独立の立場で適切に調査検討を行っていくためには、委員の手足となって調査活動を担う専従態勢の事務局を法務省外たとえば内閣府などに新たに設け、かつ、事務局職員には、複数の弁護士を加えることが是非とも必要です。

前記のとおり、そもそも、審査会は、公権力による人権侵害等を対象とした独立性を有する人権救済機関が整備されるまでの暫定的な機関として設置されたものです。法務省から独立した外部の有識者による不服申立てに関する調査審理という趣旨に照らせば、事務局に弁護士を複数職員として任用することは必須と考えます。

また、不服申立て制度の定着とともに、申立て数はさらに増加してい

くことが容易に予想され、審査の実効性という観点から、外部有識者を加えた分野別の部会を設けることの必要性は高いと考えます。

- 4 加えて、拷問禁止委員会により懸念が示されたように、とりわけ審査の申請が可能な刑事施設の長の措置について定める刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第157条第1項は、その範囲が狭すぎ権利救済として有効に機能し得ないとの指摘もなされており、かつ、同条第2項により弁護士による代理が認められない点は、立法段階から当連合会が強く修正を求めていたところです。

これらは最終的には法改正を要する事項であり、拷問禁止委員会の見解を受け、早急に見直し作業を開始すべきです。

- 5 さらに、不服検討会においては、現在、処理案不相当の意見を受けて法務大臣が実際にとった措置およびその理由がまったく公表されておらず、現実に不服検討会の意見を尊重した行刑運営がなされているのか否かが検証できない状況にあります。行刑の適正さを確保し透明性を高める制度趣旨に照らし、処理案不相当の意見を受けて法務大臣が実際にとった措置およびその理由の公表がなされるべきです。

また、現在の運用においては、不服申立てが不適法を理由として矯正管区長により却下された事案については、不服検討会による審査を経るものとされておりません。しかし、とくに懲罰事案などでは却下の理由が懲罰の執行が終了したことのみをもって却下しているケースと、このようなケースについても実体的な判断を行っているケースの双方が認められるようであり、矯正管区によって区々に分かれている現状が認められます。したがって、却下事案についても、不服検討会による審査を経ることが必要です。また、そのためにも、独立した事務局体制の整備は喫緊の課題となります。

よって、上記要望の趣旨記載のとおり、要望いたします。